

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十五号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 児童発達支援
 - 第一節 基本方針（第五条）
 - 第二節 人員に関する基準（第六条―第九条）
 - 第三節 設備に関する基準（第十条・第十一条）
 - 第四節 運営に関する基準（第十二条―第五十五条）
 - 第五節 基準該当通所支援に関する基準（第五十六条―第六十一条）
- 第三章 医療型児童発達支援
 - 第一節 基本方針（第六十二条）
 - 第二節 人員に関する基準（第六十三条・第六十四条）
 - 第三節 設備に関する基準（第六十五条）
 - 第四節 運営に関する基準（第六十六条―第七十一条）
- 第四章 放課後等デイサービス
 - 第一節 基本方針（第七十二条）
 - 第二節 人員に関する基準（第七十三条・第七十四条）
 - 第三節 設備に関する基準（第七十五条）
 - 第四節 運営に関する基準（第七十六条―第七十八条）
 - 第五節 基準該当通所支援に関する基準（第七十九条―第八十一条）
- 第五章 保育所等訪問支援
 - 第一節 基本方針（第八十二条）
 - 第二節 人員に関する基準（第八十三条・第八十四条）
 - 第三節 設備に関する基準（第八十五条）
 - 第四節 運営に関する基準（第八十六条―第八十九条）

第六章 多機能型事業所に関する特例（第九十条―第九十二条）

第七章 雑則（第九十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第一項第二号、第二十一条の五の十五第二項第一号（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）並びに第二十一条の五の十八第一項及び第二項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 指定通所支援費用基準額 法第二十一条の五の三第二項第一号（法第二十一条の五の三第二項の規定により同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。

二 通所利用者負担額 法第二十一条の五の三第二項第二号（法第二十一条の五の十三第二項の規定により同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

三 法定代理受領 法第二十一条の五の七第十一項（法第二十一条の五の十三第二項の規定により同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十一条の五の二十八第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

四 多機能型事業所 第五条に規定する指定児童発達支援の事業、第六十二条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第七十二条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び第八十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十九号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第八十条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第四百三十三条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第五百三十三条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第六十三十三条に規定する指定就労移行支援の事

業、指定障害福祉サービス等基準条例第七十三条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準条例第八十六条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）

第三条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第二十八条第一項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対し指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対し適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第二十一条及び第五十条において「障害福祉サービス」という。）を提供する者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人權の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（法第二十一条の五の十五第二項第一号の条例で定める者）

第四条 法第二十一条の五の十五第二項第一号（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定（その更新を含む。）の申請については、この限りでない。

第二章 児童発達支援

第一節 基本方針

第五条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者及びその員数）

第六条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当

該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数
 - イ 障害児の数が十までのもの 二人以上
 - ロ 障害児の数が十を超えるもの 二人に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 二 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十七号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第七十条第一項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 一人以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が、指定児童発達支援の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - 一 嘱託医 一人以上
 - 二 看護師 一人以上
 - 三 児童指導員（児童福祉施設基準条例第二十九条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 一人以上
 - 四 機能訓練担当職員 一人以上
 - 五 児童発達支援管理責任者 一人以上
- 4 第一項第一号及び第二項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が一人又は二人以上の障害児に対し同時かつ一体的に行われるものをいう。
- 5 第一項第一号の指導員又は保育士のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第一項第二号の児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

第七条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置

かないことができる。

一 嘱託医 一人以上

二 児童指導員及び保育士 次のとおりとすること。

イ 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を四で除して得た数以上

ロ 児童指導員 一人以上

ハ 保育士 一人以上

三 栄養士 一人以上

四 調理員 一人以上

五 児童発達支援管理責任者 一人以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

一 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四人以上

二 機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合に限る。） 機能訓練を行うために必要な数

4 第二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

一 看護師 一人以上

二 機能訓練担当職員 一人以上

5 第一項第二号イ及び第三項第一号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が一人又は二人以上の障害児に対し同時かつ一体的に行われるものをいう。

6 第一項から第四項まで（第一項第一号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができる。

（管理者）

第八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、専らその職務に従事す

る管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、管理者を、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第九条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)における主たる事業所(以下「主たる事業所」という。)のほか、これと一体的に管理運営を行う事業所(以下「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 前項の場合において、指定児童発達支援事業者は、主たる事業所又は従たる事業所ごとに、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する常勤の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)を、それぞれ一人以上置かなければならない。

第三節 設備に関する基準

第十条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)は、指導訓練室を設けるほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項の設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第十一条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。)、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、障害児の支援に支障がない場合は、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

一 指導訓練室 次のとおりとすること。

イ 定員は、おおむね十人とすること。

ロ 障害児一人当たりの床面積は、二・四七平方メートル以上とすること。

二 遊戯室 障害児一人当たりの床面積は、一・六五平方メートル以上とすること。

3 第一項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては聴力検査室を設けなければならない。

4 第一項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福

社施設の設備と兼ねることができ。

第四節 運営に関する基準

(利用定員)

第十二条 指定児童発達支援事業所の利用定員は、十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、五人以上とすることができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第十三条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者から指定児童発達支援の利用の申込みがあつたときは、当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該通所給付決定保護者に対し、第三十八条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の当該通所給付決定保護者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を交付して説明し、当該指定児童発達支援の提供の開始について、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定により書面の交付を行う場合は、当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の記載等)

第十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」という。）を当該通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、遅滞なく、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に報告しなければならない。

4 前三項の規定は、通所受給者証記載事項の変更について準用する。

(提供拒否の禁止)

第十五条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第十六条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用の申込みがあつた場合において、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項において同じ。）等を勘案し、当該利用の申込みをした者に係る障害児に対し自ら適切な指定児

童発達支援を提供することが困難であると認めるときは、速やかに、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(支給資格の確認)

第十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用の申込みがあつた場合は、通所受給者証により、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

第十九条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合は、その者の意向を踏まえて、速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第二十条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況及びその置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

第二十一条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、県、市町村、障害福祉サービスを提供する者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の終了に際しては、障害児又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、県、市町村、障害福祉サービスを提供する者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第二十二条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、その都度、当該指定児童発達支援の提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、指定児童発達支援を提供したことについて、当該通所給付決定保護者の確認を受けなければならない。

(指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十三条 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対し金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させる場合であつて、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当で

あるときに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該通所給付決定保護者に対し、当該金銭の用途及び額並びに当該支払を求める理由を記載した書面を交付して説明し、その同意を得なければならぬ。ただし、次条第一項から第三項までの支払については、この限りでない。

(通所利用者負担額の受領)

第二十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、当該通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、前二項に定めるもののほか、当該通所給付決定保護者から、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうちに掲げる費用(第一号の費用にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定児童発達支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、第三項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該通所給付決定保護者に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、その同意を得なければならぬ。

6 前各項に定めるもののほか、第三項第一号の費用の支払に係る取扱いについては、知事が別に定めるところによるものとする。

(通所利用者負担額に係る管理)

第二十五条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合であつて、当該障害児に係る通所給付決定保護者の依頼を受けたときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下「通所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、当該通所利用者負担額合計額について、市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に

通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第二十六条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、当該通所給付決定保護者に当該障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第二十四条第二項の規定により法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第二十七条 指定児童発達支援事業者は、次条第一項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第二十八条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に、指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、前項に規定する児童発達支援計画の作成（以下「児童発達支援計画の作成」という。）に当たっては、障害児について、その有する能力、その置かれている環境、その日常生活全般の状況等の評価を通じて、適切な方法により、当該通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、当該障害児の発達に関し、適切な支援内容を検討しなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントを、通所給付決定保護者及び障害児に面接して行わなければならない。この場合において、当該児童発達支援管理責任者は、当該通所給付決定保護者及び障害児に対し面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を定めた児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、児童発達支援計画の原案には、当該障害児の家族に

に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて定めるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、前項の児童発達支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し当該児童発達支援計画について説明し、書面によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成をした際には、当該通所給付決定保護者に対し当該児童発達支援計画を記載した書面を交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成をした後、当該児童発達支援計画の実施状況の把握（当該障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上当該児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。

- 一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項の児童発達支援計画の変更について準用する。（児童発達支援管理責任者の責務）

第二十九条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 次条に規定する相談及び援助を行うこと。
- 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。（相談及び援助）

第三十条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況及びその置かれている環境等の確な把握に努め、当該障害児又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、これらの者に対し必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（指導、訓練等）

第三十一条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活を営むために必要な習慣を確立し、社会生

活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常に一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

第三十二条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。第四項において同じ。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

2 食事は、前項に定めるもののほか、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第三十三条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(健康管理)

第三十四条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前

通所する障害児に対する障害児の通所開始

の健康診断	時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。
（緊急時等の対応）

第三十五条 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っている時に当該障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、医療機関に対する連絡その他の必要な措置を講じなければならない。
（通所給付決定保護者に関する市町村への通知）

第三十六条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が、偽りその他不正な行為により障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
（管理者の責務）

第三十七条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章（この条を除く。）の規定を遵守させるため必要な指揮又は命令をするものとする。
（運営規程）

第三十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第四十四条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十二 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第三十九条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、その従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、その従業者により指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。

(定員の遵守)

第四十条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第四十一条 指定児童発達支援事業者は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消化設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、指定児童発達支援事業所の周辺の地域の環境、障害児の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における障害児の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下この条において「計画」という。）を作成しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、障害児の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制に従業者、障害児等に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

(衛生管理等)

第四十二条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び障害児の飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第四十三条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(掲示)

第四十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、前条の協力医療機関その他の当該指定児童発達支援を利用しようとする者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。（身体拘束等の禁止）

第四十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他当該障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の当該障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならぬ。

（虐待等の禁止）

第四十六条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第四十七条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し、法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（秘密保持等）

第四十八条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならぬ。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等という。）その他の福祉サービスを提供する者等に対し障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、書面により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第四十九条 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援の利用をしようとする障害児が適切かつ円滑に当該利用をすることができるよう、当該指定児童発達支援事業者が実施す

る事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽の又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第五十条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者（以下「障害児相談支援事業者等」という。）が障害児又はその家族に当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、当該障害児相談支援事業者等に対し金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等に障害児又はその家族を紹介することの対償として、当該障害児相談支援事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第五十一条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情（以下「苦情」という。）に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第二十一条の五の二十一第一項の規定により知事又は市町村長（以下「知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び苦情に関し知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定児童発達支援事業者は、知事等からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を当該知事等に報告しなければならない。

- 5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第五十二条 指定児童発達支援事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関

し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第五十三条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、県、市町村、当該障害児の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及びその際に採った処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、第一項に規定する場合であつて、当該障害児の損害の賠償をすべきときには、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。

(会計の区分)

第五十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第五十五条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 第二十二条第一項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の記録

二 児童発達支援計画に係る記録

三 第三十六条に規定する市町村への通知に係る記録

四 第四十五条第二項に規定する身体拘束等の記録

五 第五十一条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 第五十三条第二項に規定する事故の状況及びその際に採った処置についての記録

第五節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者及びその員数)

第五十六条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 障害児の数が十までのもの 二人以上

ロ 障害児の数が十を超えるもの 二人に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者 一人以上

2 前項第一号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であつて、その提供が一人又は二人以上の障害児に対し同時かつ一体的に行われるものをいう。

(設備及び備品等)

第五十七条 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を設けるほか、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項の設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第五十八条 基準該当児童発達支援事業所の利用定員は、十人以上とする。

(準用)

第五十九条 第五条、第八条及び前節(第十二条、第二十四条第二項及び第六項、第二十五条、第二十六条第一項、第三十二条、第三十四条、第四十七条並びに第五十二条第二項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第六十条 次に掲げる基準を満たした指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。)が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し、指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例第八十条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第二十四条第一項及び第三項から第五項までの規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

一 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所の提供する指定生活介護の利用者の数が指定生活介護の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対し適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所に関する特例)

第六十一条 次に掲げる基準を満たした指定通所介護事業者(指定居室サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十四号。以下「指定居室

サービス等基準条例」という。) 第百条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。) が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第九十九条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第百条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第五十九条(第二十四条第一項及び第三項から第五項までの規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所については、適用しない。

一 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数との合計数で除して得た面積が、三平方メートル以上であること。

二 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所の提供する指定通所介護の利用者の数が指定通所介護の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

三 この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児に対し適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第三章 医療型児童発達支援

第一節 基本方針

第六十二条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定医療型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならぬ。

第二節 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

第六十三条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する診療所として必要とされる従業者
同法に規定する診療所として必要とされる数

二 児童指導員 一人以上

三 保育士 一人以上

- 四 看護師 一人以上
- 五 理学療法士又は作業療法士 一人以上
- 六 児童発達支援管理責任者 一人以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。
- 3 前二項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができる。

(準用)

第六十四条 第八条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第六十五条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
- 二 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
- 三 浴室及び便所の手すりその他の身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。
- 2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
- 3 第一項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第一号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

第四節 運営に関する基準

(利用定員)

第六十六条 指定医療型児童発達支援事業所の利用定員は、十人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

第六十七条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、当該通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、当該通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

一 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

二 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。

以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

- 3 指定医療型児童発達支援事業者は、前二項に定めるもののほか、当該通所給付決定保護者

から、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定医療型児童発達支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第三項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該通所給付決定保護者に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、第三項第一号の費用の支払に係る取扱いについては、知事が別に定めるところによるものとする。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第六十八条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、当該通所給付決定保護者に当該障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第二項の規定により法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第六十九条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が、偽りその他不正な行為により障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第七十条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

- 五 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
 - 六 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）
 - 七 サービスの利用に当たつての留意事項
 - 八 緊急時等における対応方法
 - 九 非常災害対策
 - 十 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 十一 その他運営に関する重要事項
- （準用）

第七十一条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十七条から第三十五条まで、第三十七条、第三十九条から第四十二条まで、第四十四条から第四十八条まで、第四十九条第一項、第五十条から第五十三条まで及び第五十五条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十条」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び」とあるのは「いう。」と、第二十三条第二項ただし書中「次条」とあるのは「第六十七条」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十五条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第四十四条中「従業者の勤務体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第五十五条第二項第三号中「第三十六条」とあるのは「第六十九条」と読み替えるものとする。

第四章 放課後等デイサービス

第一節 基本方針

第七十二条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者及びその員数）

第七十三条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 障害児の数が十までのもの 二人以上

ロ 障害児の数が十を超えるもの 二人に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者 一人以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が、指定放課後等デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3 第一項第一号及び前項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであつて、その提供が一人又は二人以上の障害児に対し同時かつ一体的に行われるものをいう。

4 第一項第一号の指導員又は保育士のうち一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第二号の児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(準用)

第七十四条 第八条及び第九条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第七十五条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室を設けるほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項の設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(利用定員)

第七十六条 指定放課後等デイサービス事業所の利用定員は、十人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

第七十七条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、当該通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、当該通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、前二項に定めるもののほか、当該通所給付決定保護者から、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち日常生活に

においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を受けることができる。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、前三項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定放課後等デイサービス事業者は、第三項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該通所給付決定保護者に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

(準用)

第七十八条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで及び第七十条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第二十三条第二項ただし書中「次条」とあるのは「第七十七条」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第四十四条中「従業者の勤務体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第七十条第六号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者及びその員数)

第七十九条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 障害児の数が十までのもの 二人以上

ロ 障害児の数が十を超えるもの 二人に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者 一人以上

2 前項第一号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであつて、その提供が一人又は二人以上の障害児に対し同時かつ一体的に行われるものをいう。

(設備及び備品等)

第八十条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を設けるほか、基準

該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項の設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第八十一条 第八条、第十三条から第二十三条まで、第二十六条第二項、第二十七条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで、第六十条、第六十一条、第七十条、第七十二条、第七十六条及び第七十七条（第一項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

第五章 保育所等訪問支援

第一節 基本方針

第八十二条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に應じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

第八十三条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者（以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 訪問支援員 事業規模に應じて訪問支援を行うために必要な数

二 児童発達支援管理責任者 一人以上

2 前項第二号の児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第八十四条 第八条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし」とあるのは、「ただし、第八十三条第一項第一号の訪問支援員及び同項第二号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

第三節 設備に関する基準

第八十五条 指定保育所等訪問支援事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでな

ればならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第八十六条 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第八十七条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、当該通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、当該通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定保育所等訪問支援事業者は、前二項に定めるもののほか、当該通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。以下同じ。）以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、当該通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る交通費の額の支払を受けることができる。

4 指定保育所等訪問支援事業者は、前三項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定保育所等訪問支援事業者は、第三項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該通所給付決定保護者に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

(運営規程)

第八十八条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 サービスの利用に当たつての留意事項

七 緊急時等における対応方法

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 その他運営に関する重要事項

(準用)

第八十九条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項及び第五十三条から第五十五条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第八十八条」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項において同じ」とあるのは「いう」と、第二十三条第二項ただし書中「次条」とあるのは「第八十七条」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十四条中「従業者の勤務体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と読み替えるものとする。

第六章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

第九十条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第六条第一項、第二項及び第四項、第七条、第六十三条、第七十三条第一項から第三項まで並びに第八十三条第一項の規定の適用については、第六条第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第七条第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第三項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第六項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第六十三条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十三条第一項中「事業所（以下「指定放課後等サービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第二項中「指定放課後等サービス事業所」とあるのは「指定通所支援」と、同条第三項中「指定放課後等サービス事業所」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第三項中「指定放課後等サービス事業所」とあるのは「指定通所支援」と、第八十三条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 利用定員の合計が二十人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第六条第五項及び第七十三条第四項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

（設備に関する特例）

第九十一条 多機能型事業所は、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、当該多機能型事業所の設備について、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備と兼ねることができる。

（利用定員に関する特例）

第九十二条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）

は、第十二条、第六十六条及び第七十六条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第十二条、第六十六条及び第七十六条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて五人以上）とすることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第十二条、第六十六条及び第七十六条の規定にかかわらず、その利用定員を五人以上とすることができる。

4 第二項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第十二条、第六十六条及び第七十六条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

5 山間へき地その他の地域で知事が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第二項中「二十人」とあるのは、「十人」とする。

第七章 雑則

（規則への委任）

第九十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条例の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間における第五十条第一項の規定の適用については、「第五条第十六項」とあるのは、「第五条第十七項」とする。

第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）附則第五条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であつて、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）附則第二十二條第一項の規定により整備法第五条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成二十七年三月三十一日までの間は、第六条第一項第二号、第二項及び第六項並びに第七十三條第一項第二号、第二項及び第五項の規定は適用せず、第六条第一項第一号イ及びロ、第二十八條、第二十九條並びに第七十三條第一項第一号イ及びロの規定の適用については、第六条第一項第一号イ及びロ中「十」とあるのは「十五」と、第二十八條第一項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第二項から第九項まで及び第二十九條中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第七十三條第一項第一号イ及びロ中「十」とあるのは「十五」とする。

第四条 整備法附則第二十二條第二項の規定により新児童福祉法第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなされている者に対する第七條第一項第二号イ及び第三項第一号の規定の適用については、当分の間、同条第一項第二号イ中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を四で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上」と、同条第三項第一号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四人以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。）それぞれ二人以上」とする。

